

補助 住宅用地球温暖化対策機器の設置補助

積極的な省エネルギー対策への取り組みとして、次のシステムを設置する方に設置費の一部を補助します。希望する方は、設置前に必ず申請をしてください。

●対象機種(未使用のもの)

①太陽熱利用システム

住宅の屋根などに設置した貯湯槽と太陽集熱器により水を循環し、給湯などに利用する自然循環型システム

…1台につき2万円 補助対象台数：5台

②太陽熱高度利用システム(水集熱式ソーラーシステム、空気式ソーラーシステム)

住宅の屋根などに設置した不凍液や、外部から取り入れた空気を集熱ファンで強制的に循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯または空調などに利用する強制循環型システム

…1台につき4万円 補助対象台数：5台

③家庭用燃料電池システム(愛称:エネファーム)

燃料電池ユニットと貯湯ユニットから構成される電気と熱を供給するシステム

…1台につき10万円 補助対象台数：25台

●対象

- ・自らが居住する町内の住宅に設置する方(2分の1以上居住部分がある店舗などとの併用住宅を含む)
- ・自らが居住するために建売住宅供給者などから町内の対象システム付き住宅(新築住宅に限る。)を購入する方
- ・町税の滞納がない方
- ・町外の方で転入予定の方は、実績報告時に住民登録がある方
- ・平成28年3月15日までに工事が完了し、実績報告書を提出できる方
- ・過去に補助を受けていない世帯(各システム1世帯につき1台)

●申し込み

申請書などを問い合わせ先へ

※申請書などは町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ

環境課 内線285



補助 合併処理浄化槽の設置補助

町内の個人住宅に住んでいて、し尿くみ取り便所や単独処理浄化槽を使用している方が合併処理浄化槽へ付け替えをする場合に補助を受けられます。希望する方は、設置前に必ず申請をしてください。

●補助額

5人槽：9万円、7人槽：12万円、

10人槽：18万円

●対象

公共下水道認可区域外に設置する浄化槽で、4月1日から平成28年3月15日までに設置を完了し、実績報告書を提出できる方

※次に該当する方は補助の対象となりません。

- ・住居の新築に伴い浄化槽を設置する方
- ・既存の建物を取り壊して、住居を新築または全改築をすることに伴い浄化槽を設置する方(台所、トイレなど水周りが既存宅に残らない場合)

・町税の滞納がある方

・移転補償等機能回復により浄化槽を設置する方

●補助対象基数 2基程度(先着順)

●申し込み

補助金交付申請書に町税の納税証明書または確認同意書、浄化槽設置工事契約書の写しなど必要書類を問い合わせ先へ

※申請書などは町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ 環境課 内線284

